

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

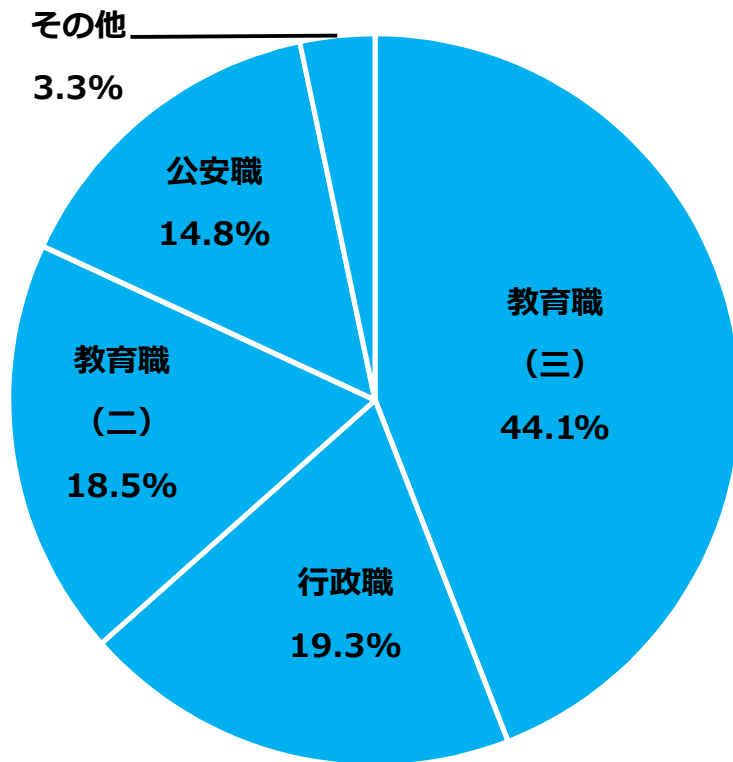
平成24年10月
茨城県人事委員会

目次

| | | |
|---|-------------------------|---|
| 1 | 給与勧告の対象職員 | 1 |
| 2 | 給与勧告の手順 | 2 |
| 3 | 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較） | 3 |
| 4 | 民間給与との較差 | 4 |
| 5 | 最近の給与勧告の実施状況（行政職） | 5 |
| 6 | 給与構造改革における経過措置額の廃止等について | 6 |
| 7 | 昇格制度の改正について | 7 |
| 8 | 職員（行政職）モデル給与例 | 8 |

1 給与勧告の対象職員

平成24年4月1日現在の給与勧告の対象職員は、31,729人(平均年齢43.9歳) (注1) です。
 このうち、民間給与との比較を行っている行政職は、6,050人(平均年齢43.4歳) (注2) ,
 給与勧告対象職員の19.1%となっています。



| 給料表 | 職員の例 | 職員数 (人) | 平均年齢 (歳) |
|-----------|---------------|---------------|-------------|
| 行政職 | 県庁等の行政職員 | 6,138 | 43.1 |
| 公安職 | 警察官 | 4,695 | 39.7 |
| 海事職 | 船員 | 27 | 49.5 |
| 教育職(一) | 県立医療大学の教員 | 98 | 47.8 |
| 教育職(二) | 高校, 特別支援学校の教員 | 5,861 | 44.5 |
| 教育職(三) | 小・中学校の教員 | 13,988 | 45.5 |
| 研究職 | 研究員 | 253 | 41.0 |
| 医療職(一) | 医師, 歯科医師 | 24 | 45.7 |
| 医療職(二) | 薬剤師, 栄養士 | 365 | 40.6 |
| 医療職(三) | 保健師, 看護師 | 209 | 40.7 |
| 福祉職 | 児童指導員, 職業指導員 | 61 | 48.6 |
| 特定任期付職員 | 特定任期付職員 | 5 | 59.8 |
| 第2号任期付研究員 | 任期付研究員(若手育成型) | 5 | 32.4 |
| 計 | | 31,729 | 43.9 |

(注1) 平成24年職員給与実態調査の対象職員(休職中, 育児休業中の職員や再任用職員, 非常勤及び臨時の職員等を除く。)の人数等である。
 (企業職員, 病院事業職員及び技能労務職員は, 職員給与実態調査及び給与勧告ともに対象外のため, この数字に含まれていない。)

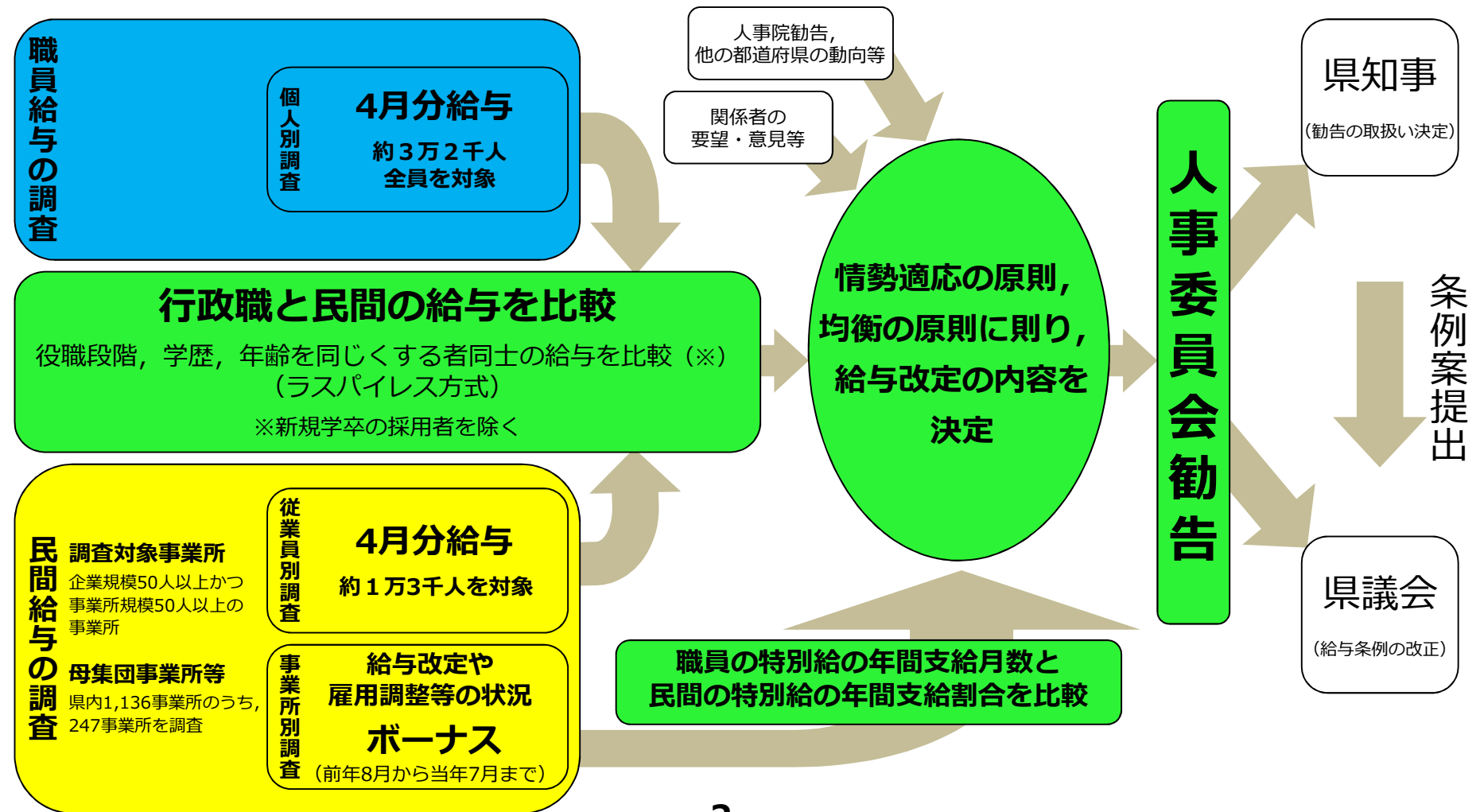
(注2) 行政職給料表の適用を受ける職員(6,138人)から, 平成24年4月1日付け新規学卒の採用者(88人)を除いたもの

(注3) 年齢は, 平成24年4月1日現在の満年齢

2 給与勧告の手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本とし、人事院勧告の内容や他の都道府県の動向等を踏まえて勧告を行っています。

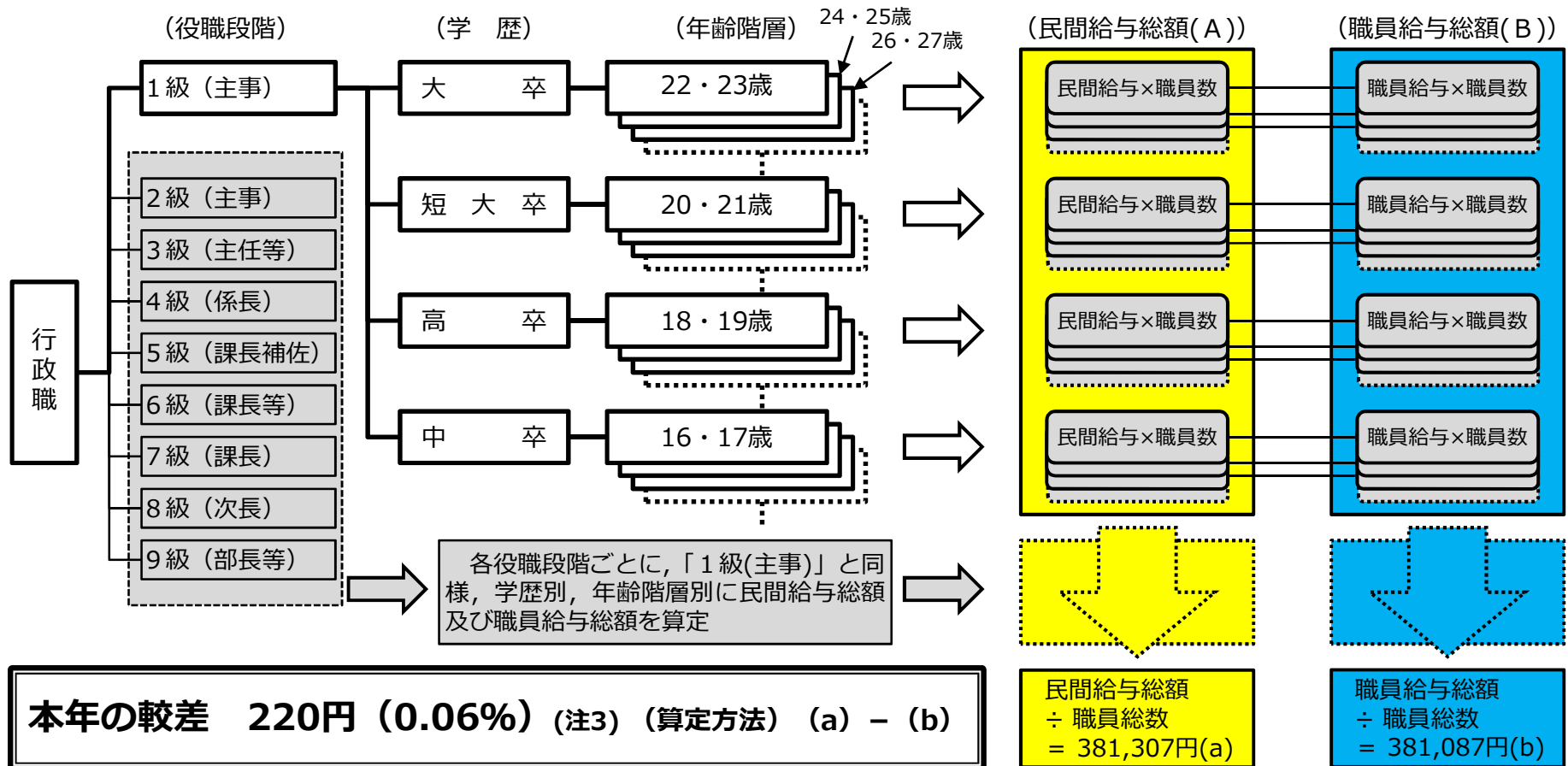
また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間(前年8月から当年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員(行政職)に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、職員の支給総額(給与条例付則等に基づく減額措置による減額前)(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

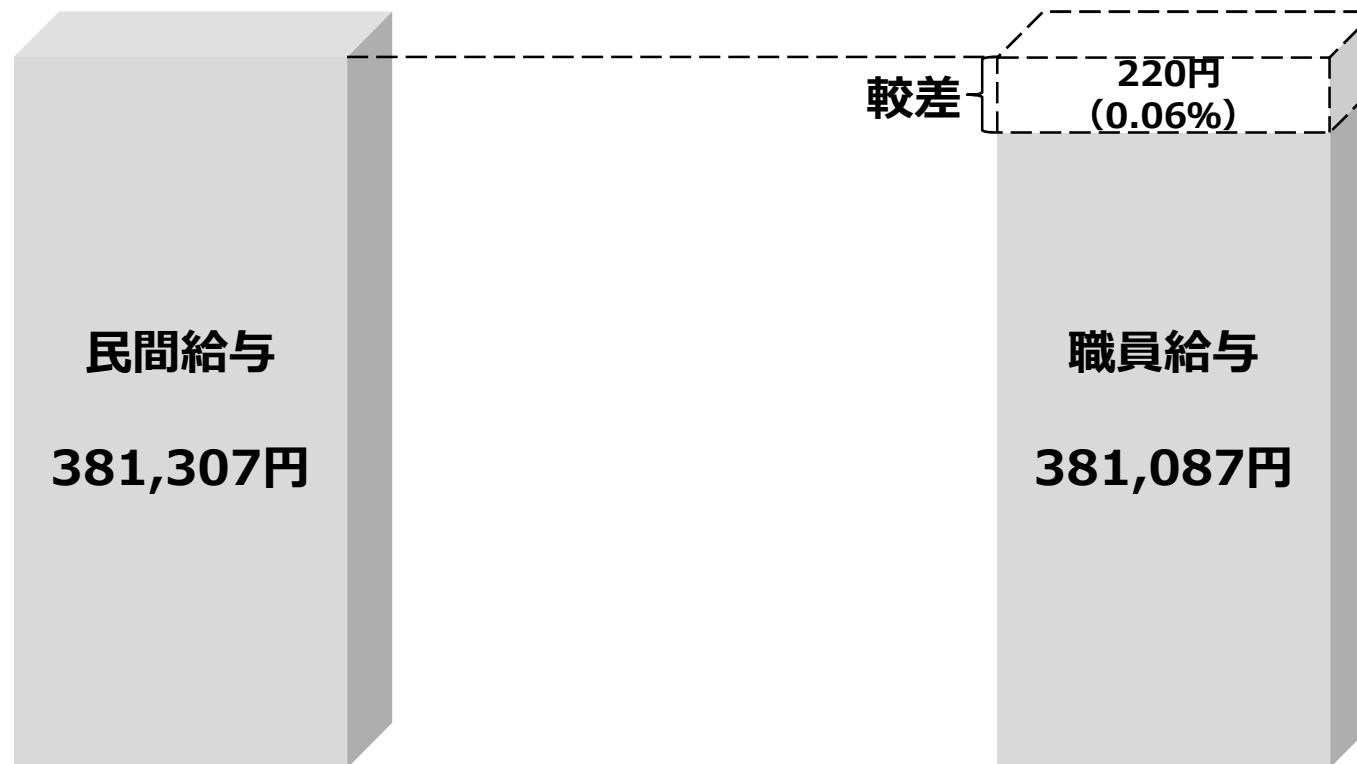


本年の較差 220円 (0.06%) (注3) (算定方法) (a) - (b)

(注1) 平成24年職員給与実態調査の結果を基に算出
 (注2) 平成24年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出
 (注3) 給与条例付則等に基づく減額措置後の職員給与で見ると民間給与が職員給与を3,748円(0.99%)上回っている。

4 民間給与との較差

本年の民間給与との比較を行い、その較差は、220円（0.06%）でした。



5 最近の給与勧告の実施状況（行政職）

職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、平成17年及び19年を除き、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いています。本年は、月例給及び特別給について改定を行わないこととしました。

| | 月例給 | 特別給（ボーナス） | | 行政職職員の平均年間給与 | |
|-------|---------|-----------|---------|--------------|---------|
| | 改定率 | 年間支給月数 | 対前年比増減 | 増減額 | 率 |
| 平成15年 | ▲ 1.10% | 4.40月 | ▲ 0.25月 | ▲ 17.7万円 | ▲ 2.63% |
| 平成16年 | — | 4.40月 | — | — | — |
| 平成17年 | ▲ 0.35% | 4.45月 | + 0.05月 | + 0.1万円 | + 0.01% |
| 平成18年 | — | 4.45月 | — | — | — |
| 平成19年 | 0.15% | 4.50月 | + 0.05月 | + 2.9万円 | + 0.44% |
| 平成20年 | — | 4.50月 | — | — | — |
| 平成21年 | ▲ 0.24% | 4.15月 | ▲ 0.35月 | ▲ 16.0万円 | ▲ 2.45% |
| 平成22年 | ▲ 0.23% | 3.95月 | ▲ 0.20月 | ▲ 9.9万円 | ▲ 1.56% |
| 平成23年 | ▲ 0.25% | 3.95月 | — | ▲ 1.5万円 | ▲ 0.24% |
| 平成24年 | — | 3.95月 | — | — | — |

6 給与構造改革における経過措置額の廃止等について

給与構造改革における経過措置額^(注)の廃止

平成18年度に制度を導入してから相当の期間が経過し、受給者数及び受給額とも減少してきていること、国において平成26年3月末に廃止することとされたこと及び他の都道府県の動向等を踏まえ、廃止することとしました。

なお、廃止に当たっては、平成25年度以降、職員の受給実態など本県の実情その他の諸情勢を考慮しつつ、段階的に実施する必要があるとしています。

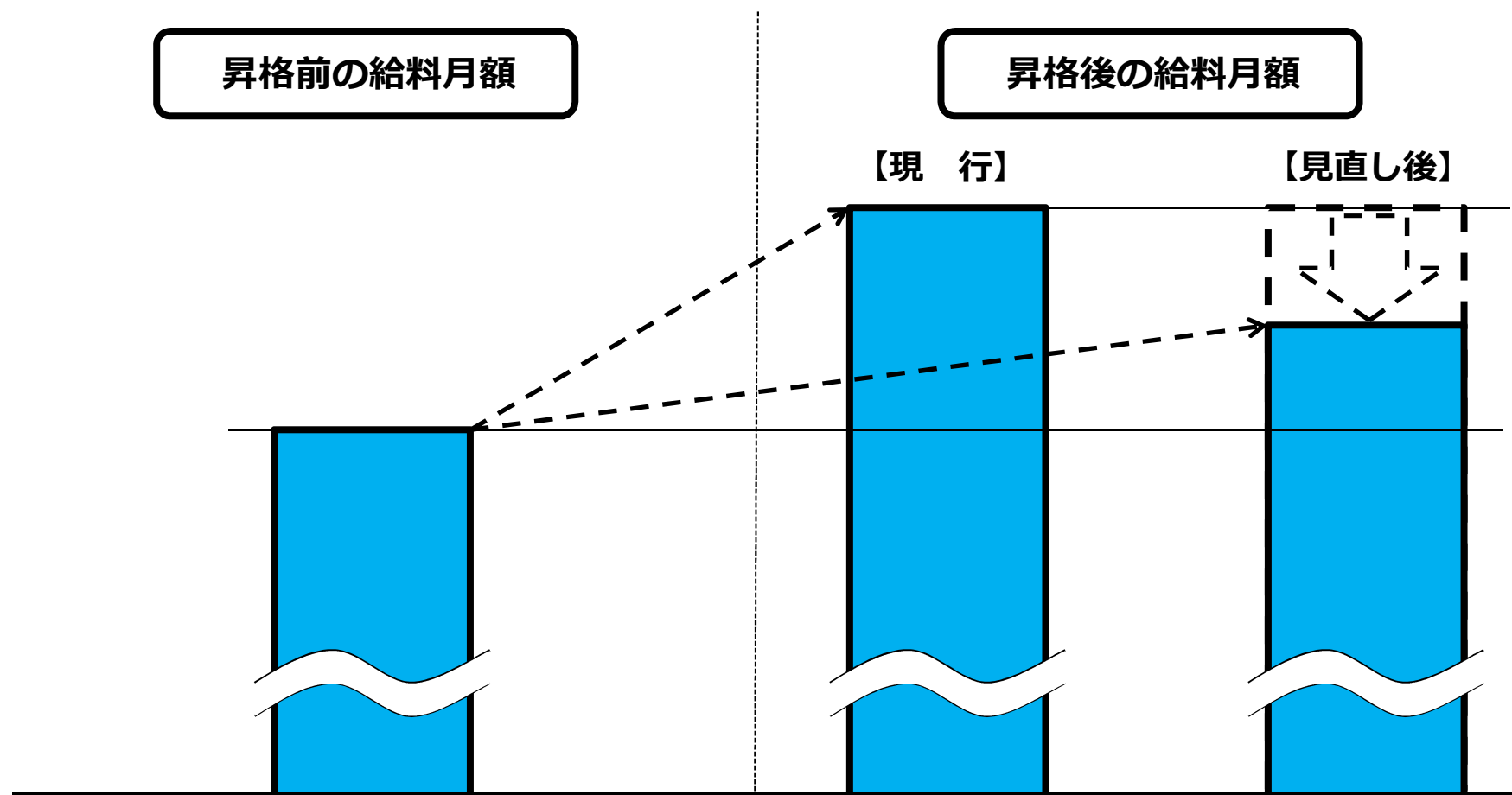
(注) 平成18年4月の給料表の切替え（支給水準を引下げ）に伴い、切替後の給料月額が切替前の給料月額に達しない職員については、昇給等によって切替前の額に達するまでの間は、国に準じて、切替前後の給料月額の差額を支給している。

若年・中堅層を対象とした昇給の回復

平成25年4月1日に、若年・中堅層（41歳未満）の職員を対象として、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給のうち、平成20年4月1日に抑制を受けた昇給を1号給回復することとしました。

7 昇格制度の改正について

50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、国に準じて、最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額を増加額を縮減（昇格後の号給を現行より下位の号給に決定）することとしました。



8 職員（行政職）モデル給与例

| 職 層 | 年齢（歳） | 扶養親族 | 月 額（円） | 年 額（円） |
|------------|-------|------------|----------------------|---------------------------|
| 主 事 | 27 | 独 身 | 200,438 | 3,197,000 |
| 主 任 | 36 | 配偶者 子1人 | 318,888 | 5,118,000 |
| 係 長 | 45 | 配偶者 子2人 | 406,953 | 6,605,000 |
| 課長補佐 | 52 | 配偶者 子2人 | 459,895 | 7,461,000 |
| 課 長 | 55 | 配偶者 | 546,129 (507,227) | 8,637,000 (8,068,000) |
| 次 長 部 長 | 57 | 配偶者 | 629,841 (581,369) | 10,239,000 (9,524,000) |

（注1）モデル給与例は、給料月額、扶養手当、管理職手当及び地域手当を基礎に算出

（注2）（ ）の数字は、給与条例付則等に基づく減額措置後の額

（注3）年齢は、平成24年4月1日現在の満年齢